

平成17年 晴れの叙勲
—おめでとうございます—

平成17年春・秋の叙勲および褒章、危険業務従事者叙勲で、各分野における功労者として5名の皆様が、晴れの受章の栄に浴されました。
受章された皆様の栄誉をたたえ、叙勲祝賀会が12月8日、パレスリゾート白石蔵王で催され、約370人の皆さんが参加して受章を祝いました。



春の叙勲・藍綬褒章



昭和54年より現在まで連続7期26年の永きにわたり、白石市議会議員として、市勢の発展と住民福祉の向上のためご尽力いただいております。また、平成13年6月からの1年間は、白石市議会議員の要職を務められております。

制野 昭市氏
【地方自治功労】(越河五賀)

秋の叙勲・旭日中綬章



昭和59年より平成16年までの20年の永きにわたり、市長として白石市のまちづくりに奔走されるとともに、市勢の発展と住民福祉の向上のためにご尽力されました。また、平成12年6月からの1年間は、全国市長会副会長の要職を務められました。

川井 貞一氏
【地方自治功労】(長 町)



秋の叙勲・瑞宝単光章



昭和25年から国勢調査員をはじめ、各種統計調査員などを現在まで55年の永きにわたり務められました。豊富な経験と統計知識により、地域の基礎資料となる正確な統計調査の実施にご尽力されました。

大森 忠氏
【統計調査功労】(柳 町)

春の危険業務従事者叙勲・瑞宝単光章



昭和40年に陸上自衛隊に入隊以来、33年の永きにわたり奉職され、国民の安全と国土の保全、防衛のためご尽力されました。この間、北部方面隊、東北方面隊を経て自衛隊自動車学校において、後進の指導にも尽力されました。

梶川 洋右氏
【防衛功労】(外川原)

秋の危険業務従事者叙勲・瑞宝単光章



昭和34年に白石市消防士となられて以来、34年の永きにわたり奉職されました。この間、柴田消防署副署長、白石消防署副署長、柴田消防署長などの要職を務められ、火災予防と市民の生命、財産の保全のためご尽力されました。

渡邊 富太郎氏
【消防功労】(鷹 巣)

平成18年度 市民税・県民税の申告相談 2月3日~3月15日

申告を必要とする方

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。
【該当される方】

- 商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方
- 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方
- 給与所得以外に公的年金（国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得のあった方
- 給与または公的年金などを2カ所以上から受け取っている方
- 給与所得者または公的年金などの所得者で、事業所や公的年金などの支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出されていない方
- 国民健康保険に加入している方

※収入のなかった方も、申告書の裏面に、収入のなかった事由を書いて提出してください。税務署に所得税の確定申告書を提出される方や、給与支払報告書が市に提出されている方は申告の必要がありません。

所得の種類により受付窓口が分かれます

申告相談時の待ち時間を緩和するため、所得の種類により2つの窓口に分けて受け付けをします。

- ①「給与・年金のみの所得の方」
- ②「給与・年金以外に所得のある方」

申告に必要なもの

申告には次のものが必要です。

- ①所得の状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらが確認できるもの（計算資料など）
- ②配偶者・扶養親族などの収入額が分かるもの
- ③医療費などの受領書
- ④生命保険料・損害保険料などの控除証明書
- ⑤印鑑

※農業所得、事業所得および不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館の窓口または市役所税務課窓口にてお求めください。

め過ぎになっている方、給与所得の方で雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ、納め過ぎになっている税金は還付されません。税金の還付申告をする方は、1月4日以降であれば、税務署で申告を受け付けていますので、早めに申告を行ってください。

なお、申告の際は、印鑑（預金通帳に使用のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳も可）を持参してください。

自書申告する方

所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から確定申告書の「自書申告」を推進しています。自書申告を希望される方は、1月末より市役所税務課窓口にて申告書を用意しておりますのでご利用ください。なお、所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、市・県民税の申告をする必要はありません。また、インターネットにも「所得税の確定申告書作成コーナー」がありますので、ご利用ください。

国税庁 URL <http://www.nta.go.jp>

所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成17年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや、不足分を精算するための申告です。源泉徴収や予定納税で納

市・県民税申告相談日程表 (受付 9:00~11:00 / 13:00~15:30)

相談日	曜日	自治会		相談会場	相談日	曜日	自治会		相談会場
		午前	午後				午前	午後	
2月3日	金	上戸沢、下戸沢、冷清水	赤井畑、大熊、塩倉	小原公民館	2月24日	金	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大網	福岡公民館
2月6日	月	東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元、小久保平		2月27日	月	沖	山根	
2月7日	火	斎川1区、2区、3区	斎川4-1区、4-2区	斎川公民館	2月28日	火	八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子	白石市役所 大会議室
2月8日	水	斎川5区、6区	斎川7-1区、7-2区、8区		3月1日	水	滝上、尾篭、岩ノ上	滝下	
2月9日	木	越河1区、2区	越河3区、4区		3月2日	木	本町、中町、長町、亘理町	南町	
2月10日	金	越河5区、6区	越河7区、8区	越河公民館	3月3日	金	田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡	
2月13日	月	越河9区、10区	(保守点検のため受付できません。)		3月6日	月	西益岡、寿町、清水小路	柳町	
2月14日	火	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	大平公民館	3月7日	火	本郷第1	旭町	
2月15日	水	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区		3月8日	水	本郷第2、本郷第4、郡山	本郷第3	
2月16日	木	大鷹沢1区、2区、田中	大鷹沢3区、4区、6区	大鷹沢公民館	3月9日	木	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉	
2月17日	金	大鷹沢5区、7区、8区	大鷹沢9区、10区、11区、12区		3月10日	金	緑が丘	寿山	
2月20日	月	白川1区	白川2区、4区	白川公民館	3月13日	月	上記日程で申告できなかった方		
2月21日	火	白川3区、5区	白川6区、7区		3月14日	火			
2月22日	水	西区上、西区下	南区、東区	深谷公民館	3月15日	水			
2月23日	木	北区、三住	(保守点検のため受付できません。)						

申告相談にあたっては、以下の点についてあらかじめご了承願います。

- 午前中に受け付けを済ませた方でも、受け付け人数によっては午後からの相談となる場合があります。
- 3月13日・14日・15日は大変込み合いますので、なるべく指定した日での申告にご協力ください。
- 地区公民館での申告日(2月中)は、担当職員全員が会場に移動しますので、市役所での申告は受け付けできません。
- 2月13日(月)の午後および2月23日(木)の午後は、申告システムの保守点検のため申告は受け付けできません。

この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税（申告がない場合、国保税の軽減が受けられないことがあります）および所得証明書などの資料となる大変重要な手続きです。
市税の納付は口座振替が便利です。

☎税務課市民税係 ☎22-1313